

# 多気町木材利用方針

## 第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定、三重の木づかい条例（令和3年三重県条例第25号）及びみえ木材利用方針（平成22年12月13日策定）に基づき、町内に整備される建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他公共建築物や民間建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

## 第2 建築物における木材利用の促進の意義

木材は、日本の風土に適した調湿性、断熱性に優れ、リラックス効果を発揮するなど心身を癒す、人に優しい素材であることから、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地域経済の活性化や脱炭素社会の実現に資するものである。

このため、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めると共に林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備、木材自給率の向上を目指すものである。

## 第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 公共建築物における木材利用の促進の基本的事項

#### （1）町が整備する公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される、法第2条2項第1号に掲げる建築物であり、具体的には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、野球場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）町営住宅等の建築物のほか、庁舎等（町庁舎、出張所等）をいう。

#### （2）公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

#### （3）建築材料としての木材の利用の促進

積極的に木造化（注1）を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、木質化（注2）を促進するものとする。

注1 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用するこをいう。

注2 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築等に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用するこをいう。

## 2 民間の建築物における木材利用の促進の基本的事項

### (1) 民間が整備する建築物

ア 法第2条第2項第2号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）等の建築物をいう。

イ 事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

### (2) 民間の建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献すること等に鑑み、木材を利用した住宅の建築等を促進するための支援に努める。

## 3 積極的に木造化を促進する建築物の範囲

### (1) 木造化を促進する公共建築物

計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、公共建築物の整備においては、第3の1の（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

### (2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木材以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化価値の高い建築物又は文化財を収蔵し、もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

### (3) 木造化を促進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、第3の2の（1）のアの建築物について、計画時点においてコストや技術面の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化に努めるものとする。

## 第4 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### 1 建築材料としての木材の利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、第3の3の（1）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

また、町は、その整備する公共建築物について、木造・非木造にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化を推進するものとする。

## 2 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

町は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するものとする。

## 3 木材の調達の目標

町は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として地域産材（注3）を優先し、調達できない場合は県産材（注4）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注3 「地域産材」とは、多気町内の森林から産出された木材で多気町内の製材業者の産地証明のあるものをいう。

注4 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

## 第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 町が実施する公共工事における木材利用

町が発注する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用に当たっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

### 2 公共建築物等を整備する者への要請

町は、その他公共建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する公共工事等において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

### 3 建築物以外の分野における木材利用

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品について、木材をその原材料として使用した製品の利用や、森林整備等に伴って発生する未利用材を木質バイオマスとしてエネルギー使用を図るものとする。

### 4 人材の育成

町は、町民の日常生活及び事業活動において木材利用が推進されるよう、建築関係事業者、木材関係事業者及び林業事業者等の人材の育成に努めるものとする。

### 5 PR 及び普及啓発

町は、多くの町民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知る

ことのできるよう、その整備した公共建築物等の PR 及び木材の普及啓発に努めるものとする。

## 6 コスト面で留意すべき事項

### (1) 建築材料としての木材の利用のコスト

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

### (2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

#### 附則

この方針は、平成25年3月1日から運用する。

この方針は、令和5年12月1日から運用する。